



事務連絡
平成23年3月11日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第9号）が別添のとおり平成23年3月11日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤及び飲水添加剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の使用対象動物、用法及び用量及び使用禁止期間を定めるため使用規制省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成23年3月11日

3. 参考

対象となる承認される動物用医薬品は以下のとおりです。

アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤及び飲水添加剤
○アレンジャー10及び30（明治製薬株式会社）

【有効成分】アセトアミノフェン

【効能・効果】豚：細菌性肺炎における解熱

○農林水産省令第九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月十一日

農林水産大臣 鹿野 真彦

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一アスピロキシンシリコンを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
アセトアミノフェンを	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2	食用に供するために

有効成分とする飲水添
加剤

回以下飲水に溶かして経口投与するこ
と殺する前3日間
と。

ハの細胞は、公衆の口腔の施用である。

左
記